
令和5年 第3回 築上町議会定例会会議録 (第6日)

令和5年9月20日 (水曜日)

議事日程 (第6号)

令和5年9月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第84号 令和5年度築上町一般会計補正予算 (第7号) について
- 日程第2 議案第85号 令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 認定第1号 令和4年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 令和4年度築上町壺園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第8号 令和4年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 令和4年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第86号 築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第87号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第88号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第89号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 意見書案第2号 健康保険証の存続を求める意見書 (案)
(追加分)
- 日程第17 議案第91号 物品売買契約の締結について
- 日程第18 意見書案第3号 音響式信号機の設置を求める意見書 (案)

日程第19 常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第84号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第2 議案第85号 令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 認定第1号 令和4年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第2号 令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第3号 令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第4号 令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第5号 令和4年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第6号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第7号 令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第8号 令和4年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第9号 令和4年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第86号 築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第87号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第88号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第89号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 意見書案第2号 健康保険証の存続を求める意見書（案）
（追加分）
- 日程第17 議案第91号 物品売買契約の締結について
- 日程第18 意見書案第3号 音響式信号機の設置を求める意見書（案）
- 日程第19 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

出席議員（14名）

1番	今富 義昭君	2番	江本 守君
3番	鞆野 希昭君	4番	田原 宗憲君
5番	工藤 久司君	6番	田村 紘貴君
7番	宗 裕君	8番	丸山 年弘君
9番	信田 博見君	10番	池永 巖君
11番	武道 修司君	12番	塩田 文男君
13番	吉元 健人君	14番	池亀 豊君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	横内 秀樹君	次長	脇山千賀子君（監査委員事務局局長併任）
書記	中原 寿浩君	書記	小野 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君		
会計管理者兼会計課長			石井 紫君
総務課長	椎野 満博君	企画財政課長	元島 信一君
まちづくり振興課長	桑野 智君	人権課長	武道 博君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	吉川 千保君
保険福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	古市 照雄君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	西田 哲幸君
学校教育課長	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	尾座本三雄君
教育施設整備室長	樽本 知也君	農業委員会事務局長	山本健太郎君
監査委員事務局長	脇山千賀子君	代表監査委員	小出 正貴君

午前10時00分開議

○議長（塩田 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第84号

○議長（塩田 文男君） 日程第1、議案第84号令和5年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第84号令和5年度築上町一般会計補正予算（第7号）について、本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、障害者福祉費、児童福祉総務費の昨年度実績に伴う国・県への返納金、八津田小学校のグラウンドの整備、町内私立保育園に対しICTを活用した園児の見守り機器購入費の補助費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 次に、武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第84号令和5年度築上町一般会計補正予算（第7号）について御報告をいたします。

本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、道路の維持・補修費用や水路への転落を防止するための防護柵設置費用、災害復旧工事費、河川の護岸補修工事費、大楠公園のトイレ改修工事費、農業の担い手に対し機械導入を支援する補助金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第84号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決

されました。

日程第2. 議案第85号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第2、議案第85号令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第85号令和5年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計補正予算（第1号）について、本補正予算について慎重に審査した結果、築上町椎田駅前周辺活性化促進事業で融資した未回収債権を回収するための弁護士への業務委託費を計上したものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第85号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 認定第1号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第3、認定第1号令和4年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算所管分について委員長報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 認定第1号令和4年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算の所管の項目について慎重に審議し、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 次に、武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 認定第1号令和4年度築上町一般会計歳入歳出決算

の認定について、本決算の所管の項目について慎重に審査をした結果、認定すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 宗でございます。私はこの認定第1号令和4年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定に反対の立場から討論させていただきます。

この認定決算に関連して、一般質問で2つの点を取り上げました。1つは町長交際費が適正に執行されているか。もちろん当然適正に執行されているはずですから、その内容について質問させていただき、適正に執行しているかどうか確認しようと思いました。もう1点は、これも令和4年度決算に含まれることですが、ただいま進行中の支所を図書館に改修する事業。現在は限研吾事務所さんによって設計が進行中ですが、その設計委託業務の業者選定に関わる事務が適正に行われているかどうか。これも一般質問で取り上げて疑義をたじましたが、いずれも疑義が解消されませんでした。私の質問に対し、私はまず交際費及びプロポーザルについて事実確認を幾つか、具体的な根拠を示して幾つか事実確認を行いました。それに対する町長の答弁は、見解の違いという一言のみでした。

私は事実確認を行ったんです。事実に対して見解の違いなどあろうはずがございません。事実は事実、分からないから教えてくれ、説明してくれ、ただそう聞いただけでございます。事実を説明してくださり、それが明らかになった上で、いろいろ見解が違う。それはあり得ることだと思いますので。であれば、町長の執行権の範囲内で私も納得がいきます。一切事実を説明せずに、見解の違いの一言で全て片付ける。これは私の個人的感想でございますが、事実上、いろんな状況証拠の積み重ねによる私の疑義はほぼ当たっているんだろうと私としては受け取りました。説明がありませんので、当たっていると断言はできません。

ただ、説明がないことは大きな問題だと思います。説明がないことを認めることが普通はできるはずがありません。少なくとも、私は町民からこれはどういうことかと聞かれたときに説明することができません。そのような決算を認定することはできません。

議員になったときにまず頂いたこの議員必携。一般的なことが書いてあるんだと思いますが、277ページ、決算の認定についての説明がございます。一部抜粋して読み上げます。「決算審査に当たって最も力点を置かなければならないことは、予算が議決した趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に執行されたかどうか。ここが一番審査のポイント」だと書いてあります。適

正に執行されたかどうか。その疑問は解消されておりませんから、やはり認めるわけにまいりません。

それと、ここにいる同僚議員の皆様はこの場を借りて改めて申し上げます。これは決算の認定です。これが予算の議決であれば、多少意見が違ったとしても、予算そのものが成立しなければ行政に大きな支障を伴いますから、私も苦渋の判断で賛成することはあり得ると思っています。ただ、これは決算でございます。全て終わったことです。ここで今認定されなくても、何ら行政に差し障りはないと思っています。少なくとも、町民に説明できないような決算を認定するべきではないと思っています。

重ねてここにいる同僚議員の皆様をお願いいたします。議会は言論の府でございます。私は言論、言葉の力を信じております。逆に言うと、私の後に立つ賛成討論される議員の方をお願いしたいと思います。この反対討論、賛成討論は決して形式的な場ではございません。私もこの後に立つ賛成議員さんの討論内容を聞いて、私の指摘は当たらない、確かに賛成するのに利があると納得すれば、賛成に今からでも立場を変えようと思っています。ですから、ほかの議員さんにも私を説得してほしいと思っています。

以上をもちまして、私の反対討論を終わります。

○議長（塩田 文男君） 次に、賛成討論のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 認定第1号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

全体的にしっかりとした予算執行をされたなというふうに思っています。経常収支比率に関しては、若干悪化しましたが、背景としていろいろな問題があったというのも事実確認ができていますので、これはある程度致し方ない部分もあったんだろうと思います。

しかしながら、先ほど宗議員が言われた交際費の問題につきましては、個人情報の問題や町長の政治的な動きで、公にしにくい部分というのが、この交際費の意味だろうと思うんです。全てが全て報告をして、手の内を見せてしまう政治というのは、町にとって大きな損失になる可能性もあるというのが、この交際費の使い道だろうと思うんです。大まかなところを全然報告もしないというのであれば問題があると思いますが、町長交際費については、基本的にホームページに公表されているということで、完全に見せないということではない。なおかつ、この中身、内容について、よく資料で黒塗りが出てくる資料もあります。ところがこの資料につきましては、しっかりと監査委員さんが中を見て、監査委員さんがしっかりと調べて確認している。その上で監査委員さんの意見書がついて、この議会にきている。監査委員さんが確かめもせず判を押したというところと言われるのであれば、逆に監査に対しての問題点を指摘するような形になるのではないかというふうに思っています。私は監査もしっかりと監査委員さんがしていただいている、

中身のチェックもしっかりしていただいたという点から考えると、交際費についてもしっかりと内容で使われたのではないかなというふうに思っているところです。

また、図書館については、我々は早い段階で図書館を建設してほしい、これは住民の声でもあり、我々の思いでもあります。支所の利活用を含めて町長が図書館をとということで計画を立てた。で、我々も賛同して、前の議員も賛同して図書館を建設するようになった。その流れから考えて、その予算を否決する、認定しないというのは、我々は基本的にはできないということです。

で、もし業者選定に疑義があるのであれば、それは別物。予算は予算として、しっかりと一日も早くということをやったものの結果ですから、その選定について疑義があるのであれば、予算とは別のところで議論するべきではないかと。それが一般質問であり、全員協議会であるのではないかと考えていますのでこの認定第1号令和4年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定については、しっかりと賛成をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に、反対意見のある方。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 今の議論に加わりませんので、申し訳ありませんけど、私の反対理由を述べます。

私は、この令和4年度一般会計予算案に対し、県から提示された国民健康保険税の税率が現行税率より僅かに下回っていたことや、職員のボーナス引下げほか、幾つかの理由を示し、この予算は心と体の健康を求めた生活の場づくり、安心して暮らせるまちづくりを目指したものになっていないとして反対しました。その予算によって執行されたこの決算の認定に反対します。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 次に賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

今から採決に入りますが、先ほど宗議員の発言で、初めてなんでここで一言あれしますけども、反対・賛成討論です。ほかの議員にお願いは控えていただきたいと思います。ほかの議員、個々議員はみなしっかり考えを持っていますので、反対討論と賛成討論でいくようお願いいたします。

これから認定第1号について採決を行います。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 起立多数です。よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。（「議長、ここで動議を提出したいと思っております。発言を許可し

てください。」と呼ぶ者あり) 宗議員。

○議員(7番 宗 裕君) ありがとうございます。ここで動議を提出いたします。私が一般質問で取り上げた隈研吾建築都市設計事務所に発注された図書館設計業務委託の業者選定についてです。このことについて、築上町議会図書館設計業務委託の業者選定調査特別委員会を設置して、これに付託して調査及び審査を行うことを望みます。

議長にお願いいたします。築上町議会会議規則第16条に従い、この動議について直ちにほか賛同者がいないかどうか、お諮りいただきますようお願いいたします。

○議長(塩田 文男君) ただいま、宗議員から動議が出されました。動議に賛同する方。

[賛成者挙手]

○議長(塩田 文男君) 2名以上。ここで動議が成立いたしました。

それでは、ただいまの宗議員の動議を議題として採決を行います。採決は起立によって行います。

○議員(7番 宗 裕君) 議長、動議が成立したので、詳しく発議の内容の説明及び提案理由の説明させていただきませんか。

○議長(塩田 文男君) ちょっとここで休憩します。

午前10時19分休憩

.....

午前10時19分再開

○議長(塩田 文男君) 失礼いたしました。再開いたします。

それでは、ここで動議の提案理由を求めたいと思います。宗議員。

○議員(7番 宗 裕君) ありがとうございます。本来であれば十分に準備して議会事務局長とも協議の上、事前に議会運営委員会等へ上げて提案すべきとは思ったんですが、なかなか私の時間的余裕がなくなって、ここで口頭での発議になること、皆様お許しください。

まず、拙い文章ではございますが一応発議の案を用意しておりますので、読み上げさせていただきます。

以下に述べるとおり、築上町議会会議規則第14条の規定に基づき発議を行う。令和5年9月20日、築上町議会議員宗裕。

以下、発議の内容です。

築上町議会図書館設計業務委託の業者選定調査特別委員会の設置に関する決議について。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(塩田 文男君) 武道議員。

○議員(11番 武道 修司君) 発議が成立しましたので議案を配っていただかないと、我々は

何の話をしているのか中身も分からなければ何もないんで、その動議が普通の動議であったら、前もって資料を配るんですけど、緊急動議であればその場で皆さんにその動議の内容を、資料を配らないと議論にならないと思いますので、ちょっと資料の配付をまずするようにしてください。

○議長（塩田 文男君） ここで一旦休憩します。

午前10時21分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、再開いたします。

宗議員説明を願います。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 議長と事務局の御配慮ありがとうございます。

では、早速再開いたします。

発議内容は今文書でお配りしましたので、まずは発議を行いたいと思います。

以下に述べるとおり、築上町議会会議規則第14条の規定に基づき発議する。令和5年9月20日。築上町議会議員、宗裕。

以下、発議の内容。今お配りした文書でございます。

築上町議会図書館設計業務委託の業者選定調査特別委員会の設置に関する決議について、次のとおり築上町議会図書館設計業務委託の業者選定調査特別委員会を設置するものとする。

- 1、名称、築上町議会図書館設計業務委託の業者選定調査特別委員会。
- 2、設置及び調査、地方自治法第109条及び築上町議会委員会条例第6条の規定により本特別委員会を設置し、調査をこれに付託する。
- 3、調査事項、図書館設計業務委託の業者選定に関する調査。
- 4、委員定数、13名以内（議長はオブザーバー）。
- 5、調査期間、調査が終了するまでの間とし、本委員会は調査が終了するまで閉会中もお調査を行うことができるものとする。

以上でございます。

この文案については私もつくったことがないものを一生懸命つくったものですから、修正すべき点があれば御指摘いただければ幸いに存じます。

続いて、発議の提案理由の説明をしたいと思います。先ほど一般会計歳入歳出の決算認定の反対討論で述べたこととほぼ同じでございます。これは調査する必要がある、私はそのように思っております。

その一例として紹介したいことがございます。実は、この問題、既に疑義が一度調査されております。元築上町議会議員の宗晶子氏により疑義があるとのことで、築上町の政治倫理条例に基

づき築上町の政治倫理審査会に審査請求が出され、これが確か先週調査が終わり、その回答が出たところでございます。

審査会のその調査に対する回答については、ここで述べる時間がないので、ちょうどよく紹介したいものがございます。ここにコピーを持っているんですが、先週土曜日、9月16日付朝日新聞福岡北九州京築版の記事でございます。ここにこの審査請求の回答が取り上げられておりまして、「業者に情報伝達、発言に留意を。築上町長に町政倫」。そういう見出しでございます。

この中ですが、この中に紹介されていることを読み上げます。築上町政治倫理審査会は条例違反には当たらないという結論を出しております。ただし私もこの文書、一応回答文書全部を読んでいます。全体を通して読むと、審査会の言いたいことはこの記事で要約されているところを読み上げます。「15日付で送付された調査結果回答書は両者の言動、両者とは審査対象者は町長及び教育長ですのでこの両者でございます。両者の言動は明らかな条例違反とは言えないとした上で、条例違反の疑義を抱かせない言動を求めた」と書いてあります。つまり、疑義が晴れたわけではないと。疑義の事実が認定できなかったという結論だと私は読み取っております。

また、政治倫理審査会だけではなくて、この問題は議会全体で調査検討すべきであるものと私は思いますので、このような形で提案させていただきました。

提案理由は以上でございます。

○議長（塩田 文男君） それでは、ただいまの宗議員からの動議、築上町図書館設計業務委託の業者選定調査特別委員会設置の動議を議題として採決を行います。

○議員（7番 宗 裕君） 議長、採決の前に質疑とかないんですか。提案者に質疑はないんですか。

○議長（塩田 文男君） 一旦確認します。

ここで一旦休憩いたします。

午前10時30分休憩

.....

午前10時47分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、時間長くなりましたが、開会をいたします。

それでは、引き続き、先ほどの質疑等ですが、なかなかこういうことはないもんですから、今、調べました。調べて、条例的、法的にも何もないということで、議場の中での判断という形になりましたので。

それでは、先ほど宗議員に反対の動議の採決についてですが、今から業者選定調査特別委員会設置について質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 質疑をさせていただきます。

この特別委員会の設置は、地方自治法第109条の規定に則って設置をしたいということなんです。通常、こういうふうな特別委員会を設置する場合は、議長、議運の委員長はもとより、議員全員に話をし、その上で特別委員会の設置をするものなのかどうなのか、そしてどういう活動をするのかということを経重に審査をして、審議をして、特別委員会の設置をする。

例えば、基地対策特別委員会、研修委員会、編集委員会、特別委員会いろいろあります、住みたいまちづくり特別委員会とかですね。その特別委員会を設置するに当たっては、議員全員に相談をして、その上でどのように扱うのかというのが、通例ではないかなというふうに思っています。やっちゃいけないということではないんですが。

それと、第100条に調査特別委員会というのがあります。地方自治法の第100条ですね、その地方自治法第100条の調査特別委員会に関しても、かなりこれは重たい調査権を持ったものになりますんで、当然、これ、議長が知らないで議案で上がってくるというのは、通常はあり得ないというふうに私は認識をしております。出しちゃいけないということではないですけど。通常はそういうことはあり得ないというふうに、私は認識をしています。

ある意味、町長がいろんなことをやったときに、いろんなことというか、執行をするのに、議会の承認もなしに専決処分をしたりなんかして、議会軽視も甚だしいというふうな話をよくされますが。このような特別委員会を設置するに当たって、議長はもとより、議員全員に話がなくて、出すというのは、それこそ議員軽視に当たるんじゃないかなというふうに思いますが。

先ほどの説明の中で、時間がなくて致し方なかったという話がありましたが、このような問題は、宗議員が時間があつた、なしに関わらず、時間がなかったら、そういうふうな軽視をしていいのかというふうな問題になると思うんですが、その点について、宗議員のお考えを教えてくださいというふうに思います。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 御質問ありがとうございます。順番に私の考えをお答えしたいと思います。

まず、武道議員の指摘は、こういう問題は事前に議員みんなで慎重に審査した上で、全協あるいは議運等にかけてということだと思いますが、その上で出すべきだというのが1点目。もちろん、やってはいけないとは武道議員もおっしゃいませんでしたが、それが1点目。

2点目は、100条委員会のことを持ち出されまして、100条委員会は非常に重たいものであつて、そういうものが、こういう調査特別委員会のようなものが、議長が知らない間に出てくる。これも出しちゃいけないとはおっしゃいませんでしたが、その点も疑義があるという、これが2点目でございます。

以上2点をまとめて言うと、通常こういう発議の出し方はないのではないかとということ

をおっしゃっていました。こういう出し方は、議会を軽視しているのではないかというような御発言もありまして、私が先ほど、提案理由の中で、時間がないので大変こういう形になって申し訳ないと述べたことに対して、そういうことは理由にはならないのではないかという御指摘を頂きました。

以下、重複するようなところもあるので、順番に私の考えを述べさせていただきたいと思いません。

先に、時間がなくてこういうことをやった、政治的パフォーマンスとも取られないことをやってしまったということについて、説明というよりは弁明になりますが、させてください。

これは、本会議で取り上げるつもりはなかったんです、これから申し上げることは。実は、一般質問で疑義が晴れなかったのので、私は一般質問の前にその疑義に関する資料要求をしていたんです。例えば、町長交際費の支出命令書、それに添付されているいわゆる領収書、証憑書類、それには当然、支出先と、例えば会食であれば誰と会食したか、またその会食の目的はどのようなことであるか、そういうことが書いてなければ、適正な目的の予算の支出とは判断できませんから、当然書いてあるんだろうと思ひまして、資料要求をしたんです。

プロポーザルに関連するのも同じです。例えば、審査委員会の審査過程に大きな疑義があったので、審査過程の書類を見せてくれと資料要求しました。ただ、この辺は私も非常に複雑な資料要求をしてしまったんで、意図が伝わらなかったのかもしれないんですが、ちょっとしゃべらせてください。

審査委員会は、なぜか審査要項の中で。

○議員（11番 武道 修司君） ちょっと質問と違うところと言われているので、質問に答えてください。

○議員（7番 宗 裕君） 分かりました。じゃあ省きます。

要は、事前に資料要求をしたのに、資料要求をほとんど事実上拒否されたんです。だったら、一般質問の答弁で誠実に説明してくださるものだと思ったのに、議長も毎回一般質問の冒頭に言っています。執行部は誠実に簡潔に答えてくださいと。あれが誠実な答弁だったのでしょうか。私は事実上の答弁拒否を受けたと思っております。

それで、再度、一般質問終了後、改めてこれだけは見せてくれということで、幾つかの資料要求をしました。これも時間がなかったと言うと批判を受けるんですが、ほかにもいっぱい本会議で議案を考えなきゃいけないことを抱えているもんですから、先週末に改めて資料要求を出したんです。確かにぎりぎり、時間がない。事務方には御負担をかける。だけど、それは見せてもらわなければ一般会計の認定できませんから。一般会計の認定の直前まで結構ですから資料をお願いしますと、出しました。

ところがですよ、ここからです。言わないつもりでした。議長の判断で却下されました。なぜ、議長は却下するのでしょうか。議員が要望したら、取りあえず議長名で執行部に回すんですから、取り継いでほしかった。その上で、執行部の判断で却下されるんなら納得はいくんですが。また、資料要求に関しては根拠となるルールはありませんから、あくまで議会に対する執行部側の便宜を図っているに過ぎない。ですから資料要求ができなかったこと、資料要求が出なかったこと、そのことを直接批判はできませんが、私は何度も説明を求めているのに説明を頂けなかった。ましてや、資料要求の取り継ぎさえ議長から拒否された。そんな議会に事前に相談してどうなるのかと、絶望的な気持ちになりました。

だから、逆にこういう緊急動議で、本会議、お諮りして、ここで皆で話すしかないという決意したのが理由でございます。

いろいろ武道議員から言われましたが、もうこのことで大体私の気持ちは理解していただけるんじゃないかと思ひまして、私の回答とさせていただきます。

○議長（塩田 文男君） ほかに。池亀議員。

○議員（14番 池亀 豊君） 私は、今回の一番最初に特別調査委員会のお話が出たとき、調査はするべきではないかと考えていました。

しかし、先ほど宗議員から発言があったように、朝日新聞で、「町政治倫理審査会が町政への信頼を失わせかねない発言に留意をと指摘、条例違反の疑義を抱かせない言動を求めた」と、新聞で報道されました。これは公になった報道です。ここまでもう公になっているんですから、それで私はいいんじゃないかと思ひますが。

○議長（塩田 文男君） 池亀議員、宗議員に対しての質疑です。

○議員（14番 池亀 豊君） これでいいのではないですか。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 私も今の池亀議員の御指摘は、質問と受け止めましたので、質問と受け止めて回答させていただきます。

政治倫理審査会の調査報告書を全体として読むと、また、私はできる限り政治倫理審査会を傍聴に行きました。審査会委員さんたちのその場、審査会での生の発言、それも直接聞きました。

それを通して感じたことは、疑義は確かにあるねと、それは調査委員さんも認めてくださったと私は受け取っております。ただし、疑義だけであれば軽々しく条例違反との結論は出せない。町長及び教育長に審査会に出てきてもらって、審査委員さんから質問したけれども、審査委員さんたちは、少なくとも審査委員の一部の方は、疑義が晴れなかったと判断しているというふうには感じました。

これは非常に重大なことです。簡単にこれはいけない、簡単にこれは条例違反、それは私

も言えないと思っています。私も決めつけてはおりません。

ただ、事実確認ですら説明を受けられなかった。これでは、私も負託を受けている町民に説明ができません。ですから、全てを明らかにしろ、先ほども武道議員がおっしゃっていましたが、そりゃあ明らかにできないこともあるはずです。例えば交際費の問題に関しては。でも、ほとんどが明らかになっていないんです。これだけは説明させていただくけど、ここの相手方に対しては勘弁してくれとかいうような説明があれば、私も納得したかもしれません。

いずれにせよ、議会として調査が必要。政治倫理審査会とはまた別の立場で議会で調査が必要。議会はチェック機関ですから、当然必要だと私は思っております。

○議長（塩田 文男君） ほかに質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） それでは、築上町議会図書館設計業務委託の業者選定調査特別委員会の動議を議題として採決を行います。この採決は起立によって行います。動議に対して、（発言する者あり）討論なし。この動議に対して賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） 動議は否決されました。よって、宗議員が出されました築上町議会図書館設計業務委託の業者選定調査特別委員会設置をしないことといたします。

それで、先ほど採決終わりましたので、宗議員からの資料請求の否決、私が否決したということでちょっと説明をします。

宗議員が、先週15日、4時過ぎにメールで資料請求を行っております。それから、土、日、月挟みまして、昨日、私がそれを見たのは午後2時です。その15日の4時にメールで送ったときに一本電話をもらえたら職員もそれは即対応できたと思います。メールを常時見ているわけではないので、15日の日はメールの確認、遅くなっております。よって、祝日等を挟み、私が2時に来客があったので、そのときに、宗さんが言うように時間がないじゃないですが、翌日の今日までに時間がない。要するに、対応はできないということで、情報公開条例に切替えてほしいということで、私は許可をしませんでした。

以上が理由です。

日程第4 認定第2号

○議長（塩田 文男君） 次に行きます。日程第4、認定第2号令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 認定第2号令和4年度築上町住宅新築資金等貸付事業特

別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） これから委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第2号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。認定第2号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第5. 認定第3号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第5、認定第3号令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 認定第3号令和4年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） ここで委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから認定第3号についてを採決いたします。この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号については委員長報告のとおり

り認定することに決定いたしました。

日程第6. 認定第4号

○議長（塩田 文男君） 日程第6、認定第4号令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この決算について、委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 認定第4号令和4年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ここで委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第4号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第4号について委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第7. 認定第5号

日程第8. 認定第6号

日程第9. 認定第7号

日程第10. 認定第8号

日程第11. 認定第9号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第7、認定第5号令和4年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第9号令和4年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定については、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって認定第5号から認定第9号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、認定第5号から認定第9号まで、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 認定第5号令和4年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第6号令和4年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第7号令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第8号令和4年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

認定第9号令和4年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本決算について慎重に審査した結果、認定すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） 日程第7、認定第5号令和4年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題とします。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第5号について採決を行います。決算に対し、反対意見はありません。決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第5号について委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第8、認定第6号令和4年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。決算に対し、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第6号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第6号については委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9、認定第7号令和4年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第7号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。認定第7号について委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第10、認定第8号令和4年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 討論を終わります。

認定第8号について採決を行います。この決算に対し、反対意見はありません。決算に対する

委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。認定第8号について委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第9号令和4年度築上町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。この決算に対し、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

認定第9号について採決を行います。決算に対し、反対意見はありません。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、認定第9号について委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第12. 議案第86号

○議長（塩田 文男君） 日程第12、議案第86号築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。武道総務産業建設常任委員長。武道委員長。

○総務産業建設常任委員長（武道 修司君） 議案第86号築上町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、新型コロナウイルス感染症の取扱いが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更され、防疫作業について特例を定める必要がなくなったため、条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これから討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第86号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第86号について委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第87号

日程第14. 議案第88号

日程第15. 議案第89号

○議長（塩田 文男君） お諮りします。日程第13、議案第87号築上町水道条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第15、議案第89号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてまで、厚生文教常任委員会の付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号から議案第89号まで一括して委員長の報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案第87号から議案第89号まで、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 議案第87号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、令和5年10月から開始される適格請求書等保存方式インボイス制度に適用した適格請求書を発行するに当たり、消費税額等の端数処理方式に基づき、下水道使用料算定における端数処理方法を定めるため、築上町下水道条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第88号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、令和5年10月から開始される適格請求書等保存方式インボイス制度に適用した適格請求書を発行するに当たり、消費税額等の端数処理方式に基づき、農業集落排水処理施設使用料算定における端数処理方法を定めるため、築上町農業集落排水処理施設条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第89号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、令和5年10月から開始される適格請求書等保存方式インボイス制度に適用した適格請求書を発行す

るに当たり、消費税額等の端数処理方式に基づき、水道料金算定における端数処理方法を改めるため、築上町水道事業給水条例を一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） それでは、日程第13、議案第87号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第87号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第87号について委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第88号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対し、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

議案第88号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第88号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第89号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対し、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで討論を終わります。

これから議案第89号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第89号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第89号については委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 意見書案第2号

○議長（塩田 文男君） 日程第16、意見書案第2号健康保険証の存続を求める意見書（案）についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。池亀厚生文教常任委員長。池亀委員長。

○厚生文教常任委員長（池亀 豊君） 意見書案第2号健康保険証の存続を求める意見書（案）、本意見書（案）について慎重に審議した結果、健康保険証の廃止を行わず、存続を求めるのは納得できないという反対意見があり、採決の結果、反対多数で原案は否決すべきものと決定しました。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。それでは、委員長に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。原案に対し、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） 原案に対して反対意見でいいんですね。

○議長（塩田 文男君） はい。

○議員（11番 武道 修司君） この意見書につきましては、健康保険証の継続ということで、国の施策と違う方向性をという部分でなっています。これから先、健康保険証に関しては、国民健康保険、社会保険、いろんな面を含めて一本化をしながら、国民が使いやすい健康保険証にす

るべきというふうな考えがあります。

なおかつ、町の事務に関しても簡素化ができ、今はいろんなトラブルが上がっていますが、将来的には簡素化ができ、事務量はかなり減ってくるのではないかなというふうに思っているところ です。

よって、健康保険証は、今回マイナンバーカードに一体化するという方向で進めるべきというふうに考えていますので、健康保険証の継続という意見書については反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。

次に、賛成意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 賛成の立場から討論させていただきます。

この意見書は大急ぎで作ったものですから、やや言葉足らずになっている面があったと提案者である私自身も反省しております。

その一つは、ただいま武道議員が述べたように、マイナンバーカードに保険証を一本化すること、一体化することを反対しているわけではございません。マイナンバーカードへ完全移行するに当たり、何らかの紙、保険証に代わるもの、あるいは現行の保険証、それを完全に廃止することは、国も当面、5年でしたっけ、諦めております。当面は紙とカードの2本立て、それについて、なぜ現行の保険証を廃止してまで新たな紙を出すのか、その辺が非常に分かりにくいし、かえって非効率ではないかという意見は国民全体に根強いと思っております。各種新聞の世論調査でも、その辺が分かりにくい、当面このままでもいいという意見のほうが多数だったと記憶しております。

また、この意見書を提案するに当たり、私も町内のかかりつけの先生の意見を聞いてみました。おおむね、宗さんの言うとおりの、この意見書のとおり、自分たちも困っているという声を聞きました。

これが、私がこの意見書に賛成する理由でございます。

○議長（塩田 文男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） それでは討論を終わります。

これから意見書案第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は否決です。意見書案第2号は委員長報告のとおり否決に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。起立多数です。よって、意見書案第2号は委員長報告のとおり否決されました。

日程第 17. 議案第 91 号

日程第 18. 意見書案第 3 号

○議長（塩田 文男君） 次に行きます。ここで追加議案です。

お諮りします。日程第 17、議案第 91 号物品売買契約の締結についてから、日程第 18、意見書案第 3 号音響式信号機の設置を求める意見書（案）についてまでを、会議規則第 39 条 2 項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 91 号物品売買契約の締結についてから、意見書案第 3 号音響式信号機の設置を求める意見書（案）についてまでを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第 17、議案第 91 号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第 91 号物品売買契約の締結について。

有害鳥獣被害防止施設資材購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。

令和 5 年 9 月 20 日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第 91 号は、物品売買契約の締結についてでございます。

本案は、有害鳥獣被害防止施設の資材購入費ということでございますが、令和 5 年 8 月 31 日に 3 者による入札を行いました。その結果は、朝日金網株式会社が消費税込み 1,386 万 4,114 円で落札を頂いたところでございます。

町の条例 800 万以上の物品購入ということで、議案として提出をさせていただいたところでございます。

なお、あと資材内訳を申しますと、金網が大体 2 メーター掛け 2 メーターの 3,500 枚、支柱が 3,500 本、支柱杭が 3,500 本、キャップが 3,500 個、結束線が 1 万 7,500 本、アンカーピン 7,000 本、門扉用コイルが 248 本、亀甲金網ということで 60 巻、アンカーピンストーカー用が 1,500 本と、こういう内容でございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これから質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

○議員（5 番 工藤 久司君） 入札結果表に、場所として、広末、船迫、石堂地区と書いておりますが、これは、たしか認識ですと、現物支給をして地域の方々に設置をしてもらうということではなかったかなと思います。

現在、非常に高齢化もして、設置する地域の人にとっては、現物支給はありがたいんだけど、その辺の援助はないんだろうかという声を多々聞きますが、この設置に対しての町の援助とか補助とか、設置に対して現物支給するだけではなくて、そのあたりの地域に対しての援助等があればお願いします。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。ただいまの質問ですけども、今回についてはまさに原材料支給とか、現物支給の事業になります、国庫事業を活用したですね。取付けについては、申請を出している方々が地域で設置をするというものでございます。

設置については、かねてから、平成のかなり昔から、この金網事業、鳥獣害防止の事業、取組みを始めておまして、町内いろんなところでワイヤーメッシュ、金網が、鳥獣害被害を目的として設置をされています。当時から地元のほうで施工ということで基本的な考え方は変わらないんですけども、今後について、いろんな金網が古くなってきているのだ、取付けについて、鳥獣害が当たって曲がったとか、いろんな諸問題も現状出ているところです。

今後については、今の地元で取付けというのは最初の申請の中にもお話をさせていただいているところですので、今回の案件については、地元施工でお願いをしたいと考えております。

今後については、全体的な鳥獣害被害もありますので、町内全域で金網に、今設置している問題等についても、産業課等でもこれからどう取扱い、対応していくかというところは、協議の課題としていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） あと、全体的なこと、この金網を支給することによって、大体、築上町の全体的にどれくらいの割合であるのか、まだこれに関して金網の要求をしている自治体があるのかを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（塩田 文男君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。ただいまの質問ですけども、現在までの金網、ワイヤーメッシュの設置状況ですけども、これ全体で言いますとヘクタールというよりも長さのほうでお示しをしたいと思っております。

総延長で、築上町内で今設置をされている金網については128キロメートルあります。平成24年度から第1回目の着手を行いまして、着手している年していない年、こちらについては要望があるなしもあるんですけども、現状全域で128キロ。今回の設置については6キロ程度あります。

あと、要望については、適宜、産業課といたしましては、国庫事業の兼ね合いもありますので、

要望してすぐというところの対応は今のところ取れていないんですけども、今後については、今設置したところについてはまだ鳥獣害被害の防止対策という位置づけをしておりますので、まだ金網をしていないところ、新たに金網はしていないんだけど、この団地か個々の周辺で取り付けたいというところのアンケートを令和6年度取る予定にしております。まとめて、また国のほうに採択申請を出したいと思っておりますので、来年度一括で各地域のほうにアンケート調査、状況調査を確認して、また事業採択に向けて計画等をつくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 討論を終わります。

議案第91号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第91号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、意見書案第3号音響式信号機の設置を求める意見書（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。横内議会事務局長。

○事務局長（横内 秀樹君） 意見書案第3号音響式信号機の設置を求める意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和5年9月20日、提出者、築上町議会議員江本守、賛成者、築上町議会議員池亀豊、築上町議会議長塩田文男様。

○議長（塩田 文男君） それでは、説明理由を求めます。江本議員。

○議員（2番 江本 守君） ただいま御紹介頂きました江本守です。厚生文教常任委員会に所属しております関係上、所管の要望事項であったということで、委員長の池亀議員のほうにも賛成者になっていただきました。

提案理由は、4日の日の全員協議会の中で議員の皆様をお願いしたところ、全員の議員の皆様が、このことに関しては御理解頂いたということで、一応、県知事そして県の公安そして豊前署の署長宛てに意見書（案）というのを作っております。これは、皆様の議員のテーブルに配付さ

せていただいておりますので、これを御拝読ください。

ほぼほぼ同じようなことですが、理由といたしましては、9月3日に築上町視覚障害者福祉会員の弱視の方から、役場のところの信号機をよく利用するんですが、もう目では判断できないぐらいに視力が悪化して怖い思いをしておりますと。それに対して、音響の音の出る信号機を設置してほしいと。今のところ目で判断できないんで、車が止まっているから青かなと思って動き出すと車が動き出すという、ちょうど役場のところの信号は、左側のうえだ内科クリニックからと合流する信号機と変動的な交差点になっておる関係上、非常に怖いということで、全盲の方を含めて視覚障がい者は命がけで自分が生きていくために動いております。特に、役場のところの信号機は、渡り切ったところを右に行けば福銀がある、左に行けば郵便局がある、この金融機関をよく利用するというので、ぜひともその設置を願いたいと、こういう要望を聞きまして、4日の日に議員の皆様にご理解を求めたということで。

これ以外にも、駅の横の信号機、随分古いんですが、全盲の活動的な会員の方が踏切内に閉じ込められたというようなこともあります。これは、また音響とは別ですが。音響の信号機があれば、方向を失う、立ち位置を失うということもなかったんじゃないかというふうに私推測するんです。

だから、そういったことも含めて、要望場所としては、役場横の信号機、次に椎田駅前信号機、そして築城駅前信号機がよく利用されているようであります。

現在、この町においては、音響信号というのは、ちょうど越路のところのバイパスを渡るところに、あそこに信号機が設置されたときに同時にできたんです。これは、越路の方の利用、全盲の方がよく利用するというので、実のお兄さんがちょうど警察が調査に見えたとき出くわして、こうしてもらえんかと言ったら、申し送りをしていただいて、信号機ができたときにできたということで、非常にありがたいと。ただし、夜7時までで、音がうるさいという関係への配慮、これ法律的にどうなのかというのまでは確認しておりませんが、せめて8時ぐらいまでは音を鳴らしてほしいというようなことも重ねてお願いされております。

どうぞ、議員の皆様、全会一致で可決すべき事項と思っておりますので、採択のほうよろしく願いいたします。

以上、程案理由です。

○議長（塩田 文男君） ありがとうございます。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 討論を終わります。

意見書案第3号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。意見書案第3号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第19. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第19、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

それぞれの常任委員長から閉会中の継続調査の申出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（塩田 文男君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。

町長からの申出がありましたので、これを許可します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆様には、9月4日から17日間ということで、議案全て可決を頂きました。それから、決算についても全決算承認を頂いたと、認定を頂いたということで、ありがとうございました。

第4回は12月になりますけれど、だんだん向寒の季節に向いてまいるところでございます。

ただし、今からは10月、11月ということで、町では多くのイベント、行事を控えておるところでございますし、議員さんもできるだけ多くの皆さんが参加をしていただければ幸いに感じておるところでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本当にどうも17日間ありがとうございました。

○議長（塩田 文男君） これで、令和5年度第3回築上町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

午前11時43分閉会
